

山口県都市計画審議会会長 様

宇部市長 久 保 田 后 子

宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

宇部都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 宇部市大字末信字壱畝町 9 9 5 番地 9 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 特定用途制限地域、建築基準法第 22 条区域、土砂災害警戒区域 |

- 2 設置者 宇部市大字末信字壺畝町 995 番地 9 エスアールジー株式会社 代表取締役 上村 幸男
- 3 用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 990.08 m²
- 5 建築面積 406.65 m²
- 6 延べ面積 392.62 m²
- 7 建物概要 鉄骨造平屋建て
- 8 処理能力

破砕処理施設：木くず 12.51 t/日、廃プラスチック類 11.45t/日

9 周囲の状況

敷地は、J R 山陽本線宇部駅から南東約 1.9km に位置し、周囲は厚東川及び山林に囲まれています。

10 付議の理由

当該施設は、平成 23 年 6 月 3 日に木くずを破砕処理する産業廃棄物処理施設として建築基準法第 51 条に抵触しない範囲で同法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付を受け設置された施設です。

このたび、木くずの破砕処理施設を増設するとともに廃プラスチック類の破砕処理施設を新設することから、建築基準法第 87 条第 2 項において準用する同法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。